

「森林文化のくに・ふくしま」創造への取組みについて

平成17年6月9日
森林計画グループ

1 これまでの経緯

(1) 地方分権一括法

平成12年4月に地方分権一括法により地方税法が改正され、法定外目的税制度が創設されたことを契機に、自主財源の確保を目的とした独自課税についての研究や検討を行っている都道府県が増加。(H15. 5時点で35都道県)

(2) 福島県森林審議会答申(平成14年度)

平成14年7月、県は福島県森林審議会(森林法に規定する県の附属機関。以下、「森林審議会」という。)に対して林業版の長期計画である「新たな森林・林業・木材産業振興計画(仮称)」の策定について諮問。4回の審議を経て平成15年1月に審議会から答申。次の書き込みが含まれる。

- ・ 森林の恵みを受ける県民全てが参画する森林づくり推進
- ・ 新たな財源に関するあらゆる角度からの検討

県は、答申を受け「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」を策定(平成15年1月)。「森林を県民全体で守り育てていくため、森林整備を適正に推進するための新たな財源についてあらゆる角度から検討します」と記載。

また、新たな枠組みの構築に向けて調査、検討に着手。

(3) 「^{もり}森林との共生を考える県民懇談会」報告

検討の過程で、県民全体で森林を守り育てるための施策について広く県民の意見を聴いて検討することとなり、平成15年12月に「^{もり}森林との共生を考える県民懇談会」(以下、「県民懇談会」という。)を設置。

懇談会は、6回の会議を経て平成16年7月、森林・林業が目指すべき姿や施策提言等からなる報告書「県民一人ひとりが参画する^{もり}森林づくり」を取りまとめた。提言の骨子は次のとおり。

- ・ 県民参画のための基本理念構築
- ・ 県民参画の推進
- ・ 森林・林業活性化の支援
- ・ 森林づくりのための税制度の検討
- ・ 県民による財源の運営、評価体制の確立

(4) 森林審議会答申(平成16年度)

県は(3)の提言を受け、平成16年8月、森林審議会に対して「森林を守り育てるための新たな県民参画の在り方」について諮問。4回の審議を経て平成16年11月に答申。県民参画の在り方の骨子は次のとおり。

- ・ 基本理念の明確化
- ・ 森林との共生関係の形成
- ・ 森林環境の適正な保全
- ・ 新たな財源確保への支援

(5) うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)

森林審議会答申を受けて、県として新たな施策「県民一人一人が参画する森林づくり(案)」をとりまとめ平成16年12月に公表。平成17年1月まで意見を公募し、3月に意見に対する検討結果を公表。

(6) 福島県地方税制等検討会報告

森林審議会答申に先立ち、中間とりまとめ(平成16年9月)において、森林づくりのための新たな財源として租税の導入を検討すべきと書き込まれたことを受け、検討を開始。平成16年12月、「森林環境税(仮称)について」報告。県民税超過課税方式における3モデルの比較検討結果を提示。

当検討会は、税制の在り方や本県独自の税財源の充実・確保等を図るために施策を検討するために県総務部が平成13年に設置した検討組織。

(7) 平成17年2月議会での審議状況

本会議及び総括審査委員会において①森林環境税を財源とする施策の展開方針、②市町村の取組みへの支援、③検証の観点、④財源の管理、⑤事業の選定や評価のための委員会、⑥民間の取組みへの支援、⑦過疎・中山間地域活性化への活用について質しがあった。

②について、住民の意向や地域の実情に精通している市町村が創意工夫を凝らして森林環境の保全に取り組むことが出来るよう、交付金制度の導入も含め検討する考えである旨答弁。

(8) 福島県森林環境税条例の制定

県は、個人及び法人等の県民税の均等割の税率の特例を設ける森林環境税案を固め、平成17年2月議会に提出。議決を経て平成17年3月25日公布。施行は平成18年4月1日。

2 「県民一人一人が参画する森林づくり(案)」の骨子 ースライド参照一

(平成17年12月12日 うつくしま県民意見公募の際に公表)

【森林・林業の現状】

森林は水源のかん養、木材の生産など多面的な機能を有し生活に様々な恵みをもたらしている。これまで、森林と人との関わりの中で森林を保全しながらこれを有効に利用する知恵や技術、生活様式といった森林文化が育まれてきた。

しかし、これまで森林の保全を担ってきた林業生産活動が停滞したり、生活様式の変化などから人々の心が森林から遠ざかっている。必要な手入れや利用の行われないまま放置される森林もみられるなど、森林の持つ公益的機能を将来にわたって確保することが困難になるおそれが生じている。

一方、近年は森林に対する要請が多様化・高度化しており、特に、地球温暖化問題や自然との共生指向などから森林の持つ公益的機能の発揮が一層期待されるようになっている。

【森林を守り育てていくための課題】

現代に生きる私たちは、森林の荒廃を未然に防止し、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく義務がある。私たち一人一人が森林の重要性について考え、行動し、森林の保全を推進する新たな県民参画が必要である。

【新たな枠組み「県民一人一人が参画する森林づくり】】

森林の持つ公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、森林と人との関係を見直し、森林所有者や林業の枠組みを超えた仕組みを構築し、その財源として新たな税の負担を求め森林の適正な保全に努める。

(1) 県民憲章で理念を明確化する

事業の実施に先立ち県民憲章を制定するなど、森林づくりの理念と行動計画を明確にする。

(2) 森林との共生関係を形成する

森林の役割を理解し、森林を守り育てる心を育み、森林との共生関係を形成するため、森林環境学習の推進、森林文化の復興、森林ボランティア活動の支援などを実施する。

(3) 森林を適正に保全する

生活に密着した森林を適切に保全するとともに、新たな森林産業の創設を目指し、森林管理の担い手となる人々の取り組み支援や新たな森林産業の創出支援等を実施する。

以上のような事業を実施するために、森林環境税を創設し、第三者による委員会を設置するなどして透明な運営を図る。

3 今後の取組み

(1)具体的事業の構築

1～(5)で提示した施策「県民一人一人が参画する森林づくり(案)」を基本とし、パブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえ、事業の具体化に取り組んでいる。

「県民一人一人が参画する森林づくり(案)」での事業の枠組みは、次の資料を拠り所として取りまとめている。

- ・森林との共生を考える県民懇談会報告書(12～17頁)

第4 県民一人ひとりが参画する森林づくり

2 県民参画の推進

など。

- ・森林審議会答申「森林を守り育てるための新たな県民参画の在り方について」(7～12頁)

第4 森林を守り育てるための新たな県民参画の在り方

2 森林との共生関係の形成

3 森林環境の適正な保全

第5 「森林文化の郷里ふくしま」の創造に向けた新たな施策の提案

など。

これら報告書等の記述内容は別表のとおり。

本年度は、平成18年度の当初予算編成に向け期限が限られている中で、新たな仕組みづくりを完遂する必要がある。本懇談会に関するスケジュールは別紙資料7のとおり。

(2)県民憲章の制定

森林審議会答申等を受け、森林づくりの目標や基本理念を明確にするため、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章(仮称)」を本年中に制定することとしている。現在、県民憲章に関する事項を検討するための懇談会を設置しているところであるが(6月20日に第1回懇談会を開催予定)、懇談会での検討のほか、キーワードを公募するなど、憲章制定の改定を通じて多くの県民に参画していただき、森林づくりの機運を高めたい。

(3)基金の設置

森林審議会答申等を受け、森林環境税の歳入・歳出に係る透明性を確保するため、新たに県条例に基づく積立型の基金「森林環境基金(仮称)」を年度内に設置することとしている。